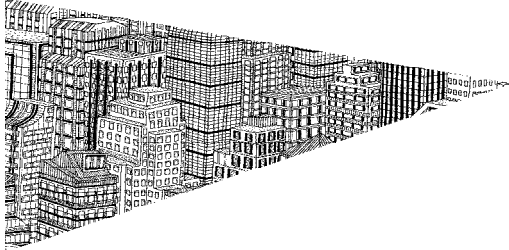


タックス・アラート

2012年8月



ベトナム国外に於ける資本金譲渡に関する法人所得税

要約

- ▶ ベトナム国外で行なわれる資本金譲渡取引が、要件を満たしている場合、ベトナム法人所得税の課税対象に属しない

外国投資家により海外で行なわれる資本金譲渡に関する税金の不明瞭な点への返答のために、税務総局より2012年6月28日付けOfficial Letter (OL) 2268/TCT-CSが発行されました。

本OLは「原則的に以下の要件を満たす資本金譲渡取引はベトナム法人所得税の課税対象に属しない」と確認しています。

- ▶ 譲渡がベトナム国外にて行なわれ、オフショア企業間にて行われる。
- ▶ 直接海外投資家からのベトナム会社への資本金に変更が無い。
- ▶ 直接海外投資家とベトナム会社は譲渡取引より所得を得ない。
- ▶ ベトナム会社の投資ライセンスの内容に変更が無い。

OL 2268 により、税務総局は外国投資家によりベトナム国外で行なわれる資本金譲渡が、課税対象に属するかしないかを判断するために、ベトナム会社の投資ライセンスの変更の点を検討します。従って、関連当事者がベトナム以外で資本金譲渡を行なう場合、該当点を留意する必要があります。

詳細に関するお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー

christopher.butler@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー

nitin.jain@vn.ey.com

Sarah Jubb ディレクター

sarah.jubb@vn.ey.com

Thinh Xuan Than ディレクター

thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Anh Huynh ディレクター

thy.anh.huynh@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当マネージャー

Takahisa.Onose@vn.ey.com

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー

huong.vu@vn.ey.com

Thanh Trung Nguyen ディレクター

thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

Trang Pham ディレクター

trang.pham@vn.ey.com

The Gia Tran ディレクター

the.gia.tran@vn.ey.com

安西 冬樹 日系企業担当マネージャー

fuyuki.anzai@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2012 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000262

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。